

婚外子の法定相続分に対する最高裁の違憲判断についての会長談話

平成 25 年 9 月 4 日、最高裁判所大法廷は、民法第 900 条 4 号ただし書の規定のうち、嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とする部分につき、本件規定は憲法第 14 条 1 項が保障する「法の下での平等」に違反し無効であるとの初判断を示した。

本件規定は、明治民法制定当時からある婚姻、親子ないし家族形態に対する国民意識に由来するものであるが、決定の理由中でも示されているとおり、我が国における家族形態の多様化や国民意識の変化等を総合的に考察すれば、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由として、法律上、差別することは、もはや許されない時代になったというべきであろう。本会としても、この決定を評価し、支持したい。

しかし、この決定が社会に及ぼす影響は、過去の違憲判決等に比べても、格段に大きい。たとえば、債権者代位や共同相続人の一部から保存行為としてされた相続登記に関する問題などは立法的措置がされない限り解決できない。

さらに、この決定による混乱を防ぐため、今回の違憲判断の事実上の拘束性は限定的に解するとされているものの、本決定の前後でたまたま解決済みか未解決かによって、実質的に扱いが変わることによる不公平感は拭いきれない。今後、同種事例の紛争再燃は避け得ないものと思われる。

いずれにしても、法的安定性が損なわれることのないよう、また、法秩序の混乱を最小限にとどめるよう、司法、立法、行政の諸機関が連携して、迅速かつ的確な対応を取るよう切に希望するものである。

本会としても、今後の法改正、制度改正に注目し、法秩序の安定に少しでも資することができるよう努めていく所存である。

2013 年（平成 25 年）9 月 5 日
大阪司法書士会 会長 中谷 豊重